

状態などを確認・説明し、同意を得 たうえで実施します。

③ 記録と再検討

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

④ 身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応を実施させていただきます。

5.指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも事業所内において閲覧できるようにするとともに、ホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

本指針は、令和4年4月1日より施行する。